

中核機関（市町村） の立場から

社会福祉法人
上尾市社会福祉協議会
上尾市成年後見センター
専門相談員 丸山広子

1

上尾市といふところ

上尾市は、江戸時代に設置された旧中山道「上尾宿」を起源とする宿場町であり、埼玉県の南東部に位置しています。



昭和33年7月15日に誕生した上尾市は、令和5年に市制施行65周年を迎えます。

総人口 230,273人

▷ 男性113,900人

▷ 女性116,373人

世帯数 106,951世帯

基準日：令和5年4月1日

高齢化率：27.6%

療育手帳所持者：1846人

精神障害者手帳所持者：2484人

アクセス

JR高崎線：上尾駅・北上尾駅

ニューシャトル：沼南駅・原市駅

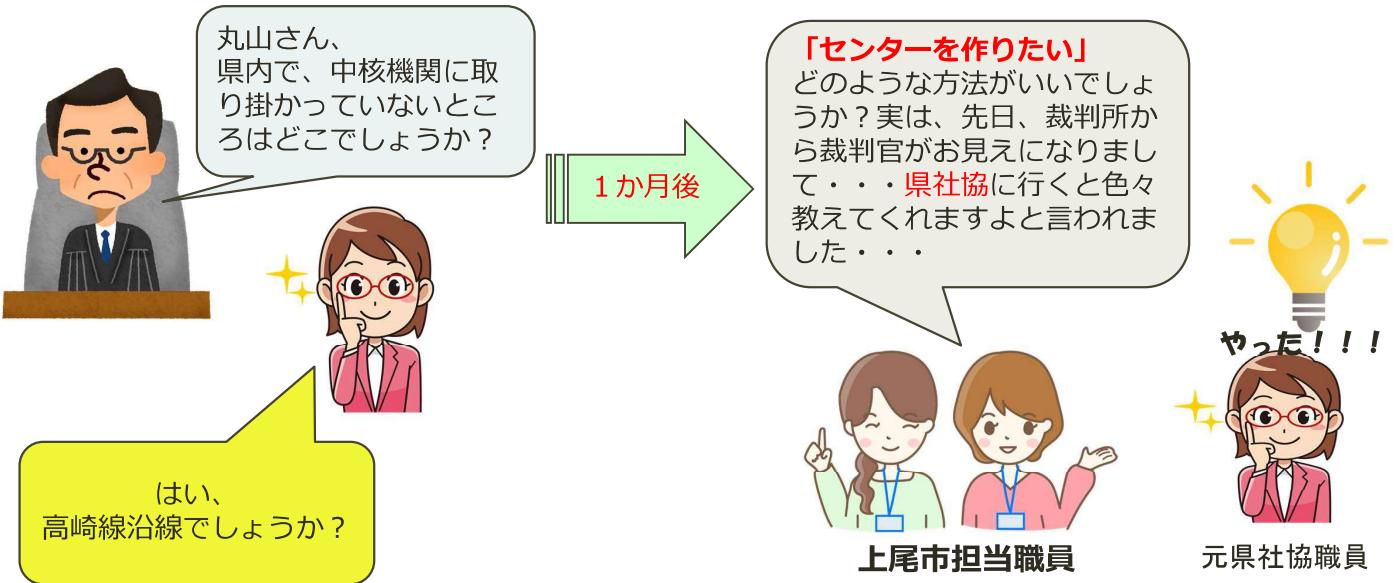
* 上尾駅から東京駅まで約43分とアクセスが良好

「東大宮」駅や「桶川」駅、「宮原」駅、「日進」駅、「指扇」駅、「丸山」駅等が最寄駅となる地域もあり市域も多彩



2

ある日、元職場の県社協に家裁の裁判官が訪れ…



上尾市成年後見センター について

上尾市成年後見センターができるまで

上尾市成年後見センター立上げのプロセス

高齢介護課、障害福祉課、
福祉総務課3課で検討→成年後見実務の実績
がある高齢介護課が所管

令和1年10月
主管課の決定

審議会は令和2年末に条例設置
<委員9人>
三士会・医師会・高齢、障害分野代表各1
民生委員・埼玉県社協・大学教授

広報資料作成、市ホームページにて周知
令和4年4月号広報・社協だより掲載

令和2年7月
成年後見制度利用促進審議会開始

令和3年度予算要求

令和4年3月28日
上尾市成年後見センター開設

平成31年2月
高齢者福祉計画
アンケート調査

令和3年3月
上尾市成年後見制度利用
促進計画策定

KPI
令和3年度末

成年後見制度利用促進計画
策定における基礎資料としてア
ンケート調査を実施
第8期高齢者福祉計画の二
次調査を活用

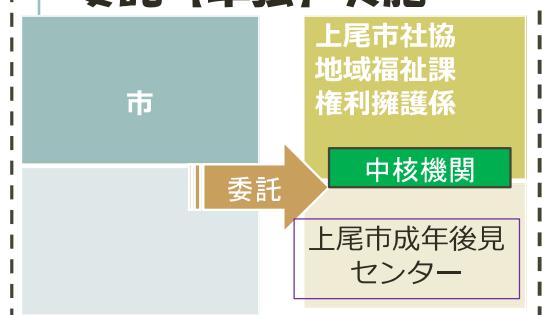
審議会(令和2~3年度までに計8回開催)での検討事項
 ○成年後見制度利用促進計画について
 -成年後見制度利用支援事業
 ○中核機関の設置について
 -委託先の検討
 -開設当初の実施事業
 -相談→受任→後見人支援までの流れの整理

令和4年2月
 ○上尾市社会福祉協議会が法人後見事業
実施規程策定、法人定款変更
 ○成年後見センター運営事業実施要綱策定
 ○上尾市社会福祉協議会と業務委託契約
締結(準備期間1ヶ月含む)

5

センターの仕事【委託内容】

委託【単独】実施



【頑張れというエール】

はじめのうちは、色々な相談
があるでしょうけど、それにき
ちんと対応していると、段々
に、センターが受けるべき相
談が増えてきますよ。



- ① 広報機能(令和3年度～)
- ② 相談機能(令和3年度～)
電話、来所、訪問などで相談を受ける
状況に応じて、専門機関の紹介やカンファレンスを開催、出席等を行う
- ③ 成年後見制度利用促進機能(令和4年度～)
運営委員会を設置、地域連携ネットワークの構築
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援(令和4年度～)
支援調整会議の開催、申立の支援など
 - (b)担い手の育成・活動の促進(令和5年度～)
市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能(令和4年度～)

古谷野運営委員長

6

審議会から運営委員会に

「このような成年後見センター（中核機関）を目指したい」という議論を重ねながら、1つのチームとなっていった。

令和2年7月～令和4年3月

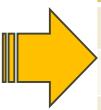
| 審議会 | 人数 |
|-----------------|----|
| 弁護士 | 1 |
| 司法書士 | 1 |
| 社会福祉士 | 1 |
| 医師 | 1 |
| 地域包括支援センター | 1 |
| 基幹相談支援センター | 1 |
| 大学教授 | 1 |
| 民生委員・児童委員 | 1 |
| 埼玉県社協権利擁護センター職員 | 1 |

令和4年4月～令和6年3月

| 運営委員会 | 人数 |
|------------|----|
| 弁護士 | 1 |
| 司法書士 | 1 |
| 社会福祉士 | 1 |
| 医師 | 1 |
| 地域包括支援センター | 1 |
| 基幹相談支援センター | 1 |
| 大学教授 | 1 |
| 民生委員・児童委員 | 1 |

| 運営委員 | 人数 |
|---------|----|
| 社協事務局長 | 1 |
| 市福祉総務課長 | 1 |
| 市高齢介護課長 | 1 |
| 市障害福祉課長 | 1 |

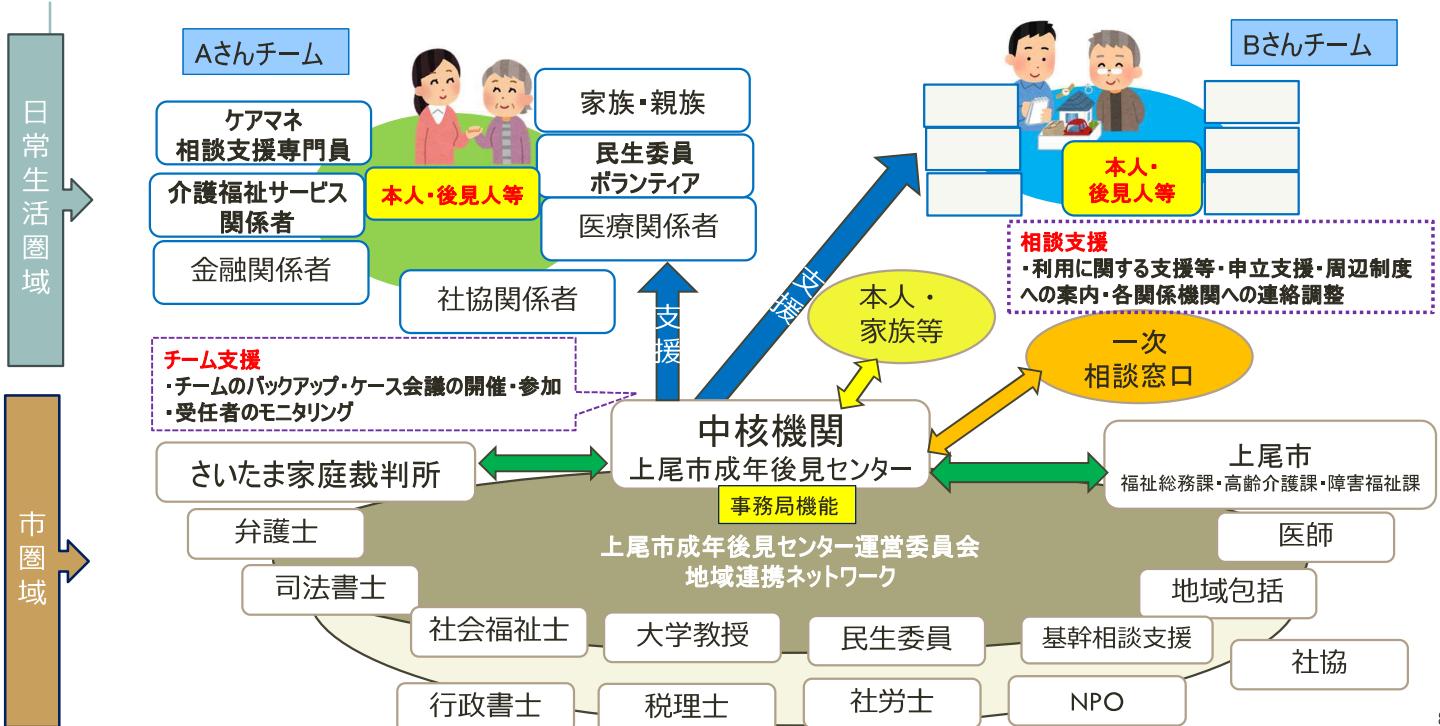
| オブザーバー |
|-------------|
| さいたま家裁主任書記官 |



上尾市成年後見センター
専門相談員

7

中核機関を中心とした地域連携ネットワークのイメージ



8

地域課題の把握

地域連携ネットワーク
の仕組みを活用して

9

支援調整会議の活用



協議した案件

年間相談件数1051件の中で、特に相談の分野では 解決ができない案件

- 法的処置が必要なもの
- 遺産相続、遺言など専門分野が異なるもの
- 課題が多く、どこから解決したらよいかわからないが、成年後見制度が必要と思われるもの 等について検討した。
- 候補者の専門性や親族後見人の適否等についても検討した。

| 令和4年度 | 件数 | 協議内容 | |
|---------|----|--|----------------------------------|
| 1回(7月) | 2 | ①高齢の親族申立の支援②身寄りがない高齢者の市長申立 | |
| 2回(8月) | 3 | ①MSWから入院患者の申立(すでに身元保証会社と契約済み)②介護離職した息子が母の申立てを検討③本人の離婚した妻からの相談への対応(本人は認知症で、入所後の自宅を賃貸にしたいが成年後見は必要か) | |
| 3回(9月) | 2 | ①8050.50代息子は浪費、娘は精神科病院入院、本人の今後について(任意後見、身元保証、遺言作成等)②8050軽度認知症で、自宅のローンが払えない、息子は既に高齢施設に入所の今後の支援について | |
| 4回(10月) | | 当センター作成の相談支援ツールの活用について | 制度の見える化について、議論 |
| 5回(11月) | 3 | ① 8050 母は、80代後半、今まで人とのかかわりが持てなかつ娘の申立 ②子供がいない認知症が進行する夫婦の支援と申立てについて ③9月②のケースについての再検討(課題が多いケースの対応整理) | |
| 6回(12月) | 1 | ①母、息子があんしんサポートねっとを利用、父が入所中で、成年後見制度利用の検討 | |
| 7回(1月) | | 受任調整についての協議…県内の状況を確認し、市長申立に準じる、あるいは基本的には土業を決め支援調整会議のネットワークの中で推薦できそうな人を検討し、推薦依頼を行う。場合によっては、面会を依頼する。 | 今後の地域連携ネットワークの中でも検討していく見通しを付けていく |
| 8回(2月) | 2 | ①高齢男性が関わっている認知症の女性の支援②関係者が困っているが、本人は困っていない認知症の女性の支援 | |
| 9回(3月) | 2 | ①MSWからの相談、身寄りがない一人暮らしの女性の支援。②11月の検討ケース②の夫の申立てについて | |

10

地域連携ネットワーク連絡会の開催【第1回8/8開催】

「このような成年後見センター（中核機関）を目指したい」（審議会から運営委員会）
→ さらに輪を広げ、種々の知見を取り入れる



運営委員会のメンバーに加え、
行政書士、税理士、社労士
各地区の民生委員代表
NPO
社協の地域福祉係支部担当者
市、高齢、障害担当者
各地域包括担当者
ケアマネの会
基幹相談支援センターのメンバー
障害福祉関係事業所連絡会関係者
オブザーバー：さいたま家庭裁判所が参加

市民後見人養成研修（11月から開催）

地域連携ネットワーク連絡会で出会った**参加者**に早速講師を依頼した

11

地域課題の共有

住民の不安全感解消、一次相談窓口との連携を通じて、つながりを強化する。

12

この事例では…ひきこもり・孤立・8050を発見する

母からの電話で、相談が始まった
「今後のこと、身の上話から始まった」

数回の相談(課題の整理・制度の必要性・地域とのかかわりを築く)

本人は何もできないので、面倒見がいい方。女性がいいです。男性は怖がります。私も精一杯です。施設の検討もしてほしい。

女人人がいい。
(母がいなくなったら)誰か一緒に方がいい

支援調整会議では、「候補者は、社会福祉士、精神保健福祉士、少し伴走して、様子を見ていく」



支援調整会議の構成員の「社会福祉士」に相談
ばあとなあ埼玉の先輩と相談
「女性のことで、障害特性がわかる人、母とも意思疎通が出来そうな人、施設を検討するとなると、
障害者の相談をしているような……」

「計画相談をしている人で、頼めそうな人がいる……」「事情を話してみよう」

数回の申立支援

[社会福祉士と面談後、候補者とし、母が申し立てる]

13

申立後の支援:後見人との新たな関係づくりを支援

【成年後見人の初回訪問】

成年後見人の社会福祉士と同行して訪問した。
今後の本人の生活や財産管理について話した。

後見人:本人との関係づくりから取り組もうと思います。

母:自分も精一杯。早く施設等を探してほしい。

相談員:母のケアも必要。母の今後について、地域包括と連携して、つないでいこう。

「しばらく、伴走しますので安心してください」
「福祉とはこれからだが、医療職とはつながっているので、そこを基盤にチームを形成していく」

モニタリング・バックアップと言えるかな?

【都度の訪問や電話連絡】

母に対して:本人の様子や後見人とのやり取りについて、わからないことなどはないか?

娘に対して:困ったことはないか、訪問看護の人と仲良くしているか。後見人とはどんなこと話すの?

後見人に対して:市内のグループホームなどの情報提供や労いなどの声掛け

チーム支援



- 相談支援専門員
- 地域包括支援センター
- 障害福祉サービス

14

【連携事例】制度が必要と思われる人を一次相談窓口が発見

発見【地域包括支援センター】 ; 高齢者で、一人暮らし、認知症が進んでいるのか、ケアマネに頻回に電話をしたり、入所中の夫に「死にたい」と連絡したりしている。子どもはない。今後入所の検討、契約、財産管理が必要。



訪問【成年後見センター】 ; 地域包括、ケアマネ同行
本人の状況確認、制度の説明、制度の理解促進、申立者の確認(親族との関係)大まかな財産の確認



課題整理【センター・包括・ケアマネ】

申立てができそうな夫側の親族がいるが「(家族からも反対され)今後は関わらないと話している」。
夫は、本人(妻)の訴えを聞き、帰宅しようとしている。二人の今後をどうするか?在宅で生活できるか?三者の役割分担を相談する。



親族への説明・橋渡し【成年後見センター】

制度の説明をし、ご兄弟夫婦にはこの制度の必要性を伝える。センターや関係者が、分担できることを伝え、負担や不安感を軽減するように努める

支援調整会議【センター】 ;
制度の利用の可否
申立候補者に説明し、親族の理解を得て、申立支援を行うことでよいか。
候補者について協議し、ベテランの社会福祉士が適切と助言を経て、候補者を選定。

支援者同士の連携・役割分担

- ・親族に理解促し、申立者を引き受けてもらう
- ・受診同行
- ・診断書の依頼、本人情報シートの作成
- ・市役所に必要書類の請求支援

センター : 候補者と本人を会わせる機会を作る



申立者(親族)に**候補者が決定したことを伝え、申立を依頼する**

15

課題解決にむけた 仕組みづくり

必要な人が制度につながり、地域で安心して暮らしていくように、センターから、住民や社会資源との距離を縮める。

16

地域の勉強会・研修会を積極的に受け入れることで共有

地域ケアマネ会（2か所）「成年後見制度について」知りたい

ケアマネ会「総会の中で成年後見制度について時間をとります」

基幹相談支援センター「障害の相談の中で、理解しておきたい」

障害者事業所（2か所）「親亡き後などの相談が多いです」

団地住民への周知（1か所）

特別支援学校

社協支部（6か所）支部の担い手や地域住民のために・・・

令和4年度（15件）



令和5年度

○住民団体 ○民生委員 ○病院のソーシャルワーカーのグループ
○認知症家族の勉強会 ○障害者生活介護事業所保護者会 など

上尾市社会福祉協議会
上尾市成年後見センター

質問を受けることで、制度についての不安感を軽減、課題を抽出できる。
積極的に、地域に出向くことで、顔見知りになる。
個別な相談については、いつでも応じられることなどを伝えられる。

17

一緒に地域を歩くことで、お互いを知る

ネットワークは、出会い、紡ぐという作業から始まる ポイント: 気軽・身近・親身

一次相談窓口からつながった事例は、まさしくこんな展開でした。

①多くの社会資源の中から、糸を撚り出すように、本人とともに適切な解決方法を探る

③柔らかさ（柔軟性）
素早さ（即応性）

新たなネットワークができる

出会い

発見

繋ぐ（マッチング）

紡ぐ（関係づくり）

②普段から行き来をし、顔が見える関係がつなぎやすくする土台

【お仕着せのネットワークは機能しない】④
一つの課題と一緒に解決に導くことで、また新たなつながりができる。本人が地域の一員として輝くようにつないでいく
点から面に・・・地域に権利を大切にする風土を広げていく

18

まずは・・・「敷居の高くないセンター」を目指す

できない⇒できるようにする⇒そのためにつながる



- 「遠くて相談に行けません」 → 「訪問できますよ」
- 専門的で言葉がわからない
→ 専門職のにおいがしない、気さくで話しやすいよう心がけ、聞き役になる
- フローチャートなどを用意してわかりやすくする
- SOSを出せない、必要であろうがつながらない
→ 少しづつ距離を縮めていく
- 連携して取り組む
- 本人の気持ちを十分聴く
- あきらめない
- 申立てをしたけれど・・・
→ これからも、いつでも相談できますよ
- 地域の集まりに来てもらえますか？
→ 「もちろんです」
- 「(ケアマネ) 困ったケースがあり、どうしたらよいか」
→ 一緒に考えましょう、カンファレンスが必要なら開きましょう
- 「親が、高齢で障害の子どもがいます。とても心配です」
→ 「お話を聞かせてください。必要ならば制度をご説明します」



19



20